

業務説明資料

本業務における業務説明資料は次のとおりです。

1 業務概要

- | | |
|-------------|----------------------------|
| (1) 業 務 名 | 令和7年度 浜松市女性活躍推進セミナー開催業務 |
| (2) 履 行 期 間 | 契約締結日から令和7年11月30日まで |
| (3) 履 行 場 所 | 受託者が手配した場所等 |
| (4) 契約上限金額 | 1,074,000円（消費税及び地方消費税を含む。） |

2 業務内容

(1) 業務目的

女性の社会進出が進む一方で、根強く残る固定的性別役割分担意識や女性特有の健康課題が女性のキャリア形成の障壁となっている。これらの障壁は、本市における人口減少の大きな要因の一つである若年女性の転出超過にもつながっていると考えられる。市内企業に対し女性活躍や女性が働きやすい職場環境づくりの重要性を啓発するセミナーを実施することで、雇用の安定化を図り、女性の定着率向上につなげる。

(2) 業務概要

- ①浜松市女性活躍推進セミナーの開催
- ②本業務の効果的な周知・PR及び集客
- ③その他、本業務を実施するために必要な事項

(3) 業務内容

①浜松市女性活躍推進セミナーの開催

浜松市内企業の経営者や管理職、管理職候補の女性従業員等を対象とした、女性活躍を推進する必要性・重要性を伝えるセミナーを行う。目標の参加人数を達成するために集客力の高い講師を起用するなど、参加者確保のための工夫を加えること。

対象：浜松市内企業の経営者、管理職、管理職候補の女性従業員、人事労務管理担当者等

目標：セミナー視聴者数50人以上

方法：ウェブ上でのライブ配信及びアーカイブ配信

※アーカイブ配信期間は2週間程度とすること。

時期：令和7年9～10月頃

時間：1時間半程度

回数：1回以上

内容：女性活躍推進の理解促進及び女性が働きやすい職場環境づくりに対する意識の醸成を目的とした講話を行う。なお、講話には以下の内容を盛り込むこと。

- ア 企業における女性活躍推進の意義とメリット
- イ 女性特有の健康課題と働き方に関する現状・課題
- ウ 女性特有の健康課題による社会経済における労働損失等の経済損失
- エ 女性活躍推進の取組によって、生産性向上や業務の効率化、組織の活性化、女性管理職登用率向上、優秀な人材の確保等の経営改善につながった事例紹介等

②本事業の効果的な周知・PR及び集客

ア 受託者主体の広報活動

メディア（新聞広告・WEB広告・ホームページ・メール・CM・SNSなど）を活用し、市内企業に対して有効かつ効率的に情報を提供できるような手段を用いて、周知に努めること。

デジタル広告を実施する際は、【別紙】「デジタル広告実施時における留意事項」を参照の上業務を行うこと。

イ 市主体の広報活動

浜松市の主要機関（本庁・各区役所・行政センター・支所・協働センター等）に配架・掲示して事業を周知するため、チラシを作成し、イベント開始の40日前までに市に提供すること。

また、チラシの内容は事前に市と協議したうえで決定すること。

- ・市主要機関への周知のためのチラシの作成 1,000部
- ・チラシの仕様（A4版 4C/1C 化粧仕上げ 紙/Gコート 90kg・制作込）
- ・上記機関以外は受託者が配布するが、配布先・枚数は市と協議する。

③その他、本業務を実施するために必要な事項

ア 開催日時等の決定は、市と調整すること。

イ セミナーの司会進行には、司会者又はコーディネーター1名を必ず配置し、当日の進行運営を行うこと。

ウ 参加申込の受付は、受託者が行い、参加者数を市に定期的に報告すること。

エ 参加者へのアンケート調査及び集計を行うこと。なお、質問内容については事前に市と調整すること。

オ セミナー実施に必要な会場、機材及びアカウントライセンス等は受託者が用意することとし、有償契約を行う等必要な環境を整えること。

カ セミナー視聴者数（延べ人数）を把握すること。

キ その他、本事業に必要な事項に取り組むこと。

(4) 成果品

- ①業務実施計画書
- ②参加者名簿（参加者数、参加企業、参加者氏名、連絡先等）
- ③業務実施報告書（事業内容、事前告知の内容及び回数・視聴者数等、業務の成果・課題、スライド資料等）
- ④参加者アンケート結果
- ⑤記録動画データ（DVD）1部
- ⑥開催告知用チラシ等（紙・データ）
- ⑦開催告知用チラシ等配布先一覧表（受託者からの配布先）
- ⑧業務完了報告書（セミナー開催後30日以内に提出すること）
- ⑨個人情報破棄報告書

(5) 留意事項

- ①セミナーを円滑に運営するための体制に加え、全体事業を計画的・効果的に推進すること。
- ②セミナーの参加料は、無料とする。ただし、通信料は参加者負担とし、この業務に係る委託料では一切負担しない。
- ③細部の事項については、市と打合せをすること。また、市との連絡・調整のほか、関係機関との連携・調整を適切に行うこと。
- ④事業実施にあたっては、市や講師との連絡調整を密に行うこと。

3 その他

- (1) 本業務における基本的な仕様は上記のとおりであるが、企画提案書の内容により、選定業者と協議のうえ一部を変更する場合もある。
- (2) 本説明資料に記載のない細部の事項については、契約時または契約後に協議して決定する。

【別紙】

デジタル広告実施時における留意事項

委託者及び受託者とが協議のうえ、以下の業務を行うこと。

1 適正なデジタルプロモーションの実施

- (1) 透明性の確保、費用対効果の明確化のため、広告媒体原価と管理運用費を区分すること。
- (2) 本事業において、最終成果地点に至るまでの重要な指標を KPI として定め、レポートニング並びに、分析・考察レポートを最終的に提出すること。

2 Google 広告を利用する場合

- (1) Google 広告運用を行う際は、浜松市公式の MCC（マイククライアントセンター）とリンクすること。
- (2) Google が提供する無料調査（「ブランドリフト効果測定」等）が利用できる場合には、浜松市とその調査項目等を協議の上、必要に応じて調査を実施すること。

3 動画制作・動画広告を実施する場合

- (1) YouTube を利用する場合は、作成した動画は浜松市が運営する YouTube チャンネルへ掲載を行うこと。なお、YouTube チャンネルへの掲載にあたっては、動画タイトル、動画説明文、タグ、カテゴリ、公開範囲及びサムネイル等の必要な設定を行うとともに、効果的な SEO 対策を行うこと。
- (2) 動画視聴に関するデータや効果的な広告手法を検討するため、Google 広告を利用する場合は YouTube チャンネルと Google 広告アカウントをリンクさせること。